

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 30 日作成

法 令 名	風営適正化法
根 拠 条 項	第 31 条の 23 において準用する第 10 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要	特例特定遊興飲食店営業者の認定
原 権 者（委 任 先）	静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	法第 31 条の 23 において準用する第 10 条の 2 第 2 項（認定申請の手続） 添付書類府令第 21 条において準用する同府令第 5 条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 規則第 92 条において準用する第 24 条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準）及び第 93 条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準	法第 31 条の 23 において準用する第 10 条の 2 第 1 項第 2 号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間	別紙のとおり
申 請 先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先	同 上
備 考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第 16 及び第 26 を参照すること。

別紙

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から 30 日